

# 平成24年度 『住宅セーフティネット整備推進事業』 申請チェックシート

- ① 交付申請時又は、改修工事着工時点で、入居者募集から3ヶ月以上、居住していない住戸が1戸以上あります。
- ② 空家の床面積が、25㎡以上あります。
- ③ 改修工事には、次に掲げる工事のうち少なくとも1つの工事を含みます。
  - 昭和56年5月31日以前の建物 ⇒ 〈耐震改修工事〉
  - 昭和56年6月 1日以後の建物 ⇒ 〈バリアフリー改修工事〉  
⇒ 〈省エネルギー改修工事〉
- ④ 改修工事は補助金承認後、着手できます。  
(承認は、申請から3週間程度)
- ⑤ 改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者とする。こと。  
(但し工事完了後3ヶ月以上の間、未入居の場合はこの限りではありません)
  - 1) 高齢者世帯。
  - 2) 障害者等世帯。
  - 3) 子育て世帯。
  - 4) 所得が、月額214,000円を超えない者。
  - 5) 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯。
- ⑥ 家賃は、月額102,000円以下にします。(神奈川県の場合)  
\* (埼玉県の場合:月額89,000円以下、\* 千葉県の場合:94,000円以下)
- ⑦ 補助金の対象工事は、③の必須工事と同時に行なう共有部分の工事です。
  - 1) 屋根の防水、外壁塗装。
  - 2) 太陽光発電。
  - 3) 共有部分の照明をLEDにする。
- ⑧ 補助金対象金額

申請期限は、  
平成25年2月15日まで。

申請の状況によっては、  
申請期限以前に締め切る  
場合がありますので、早  
目の申請を！！

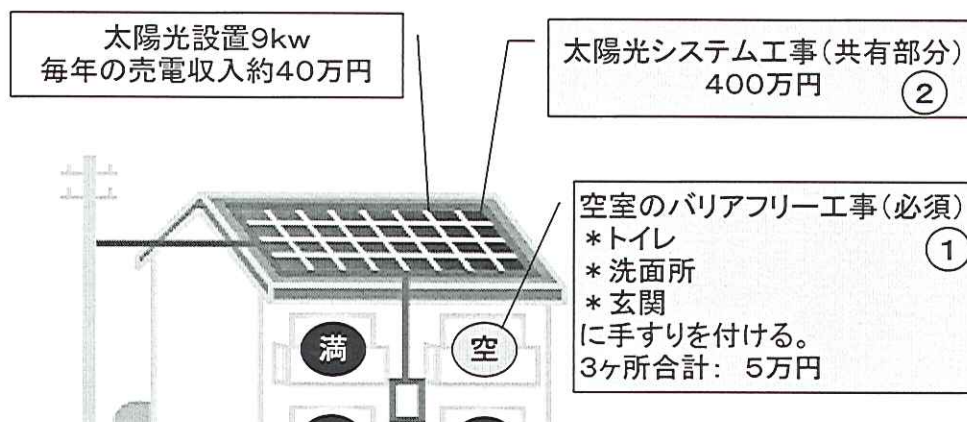
まずは、申請をして  
補助金を確保しましょう。



③の必須工事と⑦の共有部分の工事全体の1/3か、空室数×100万円のどちらか低い方。

以上、「住宅セーフティネット整備推進事業」は①～⑧のすべての要件に該当することが必要です。

## 【改修工事例と補助金】



## 補助金は！

### 対象工事費

- ①手すり工事: 5万円
- ②太陽光工事: 400万円
- 工事合計: 405万円

\* 405万円 × 1/3 = 135万円

\* 空室

100万円 × 1 = 100万円

補助金額は、  
100万円になります。